

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉担当課担当者 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

「障害福祉計画策定に係る実態調査及びP D C Aマニュアル」について

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 19 日付け障企発 0519 第 1 号にて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）について施行通知をお送りしたところです。

今後、各自治体において、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の策定を進めるに当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要としており、それらを踏まえ、成果目標の設定や障害福祉サービス量の見込を定めることとしております。

これらの策定の一助として平成 2 6 年に「障害福祉計画策定に係る実態調査及び P D C A サイクルに関するマニュアル」を作成し、お知らせしておりましたが、これまでの制度改正等を踏まえ、別添のとおり修正しておりますので、各自治体におきましては、今後、障害福祉計画等の策定の参考とされますようお願いいたします。

また、管内の市町村にも周知いただけますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課障害計画係

TEL 03-5253-1111 (内 3003, 3007)

03-3595-2411 (直通)

MAIL syogaikaikaku@mhlw.go.jp